

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023 年 7 月 10 日

第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）に関する政令（2023 年 6 月 16 日） 及び省令（2023 年 6 月 30 日）の公表について

Executive Summary

- 2023 年 6 月 16 日に法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第 208 号：以下「政令」）、2023 年 6 月 30 日に法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第 47 号：以下「省令」）が公表された
- 令和 5 年度税制改正により法制化された各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等について、OECD による第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）のコメンタリーや運営ガイダンスを基に、より詳細な定義・計算規定等が示された

1. 概要

令和 5 年度税制改正において、2021 年 10 月に OECD/G20 の「BEPS 包摂的枠組み」において合意されたグローバル・ミニマム課税へ対応するため、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等（以下「国際最低課税」）の創設が行われた。

2023 年 6 月に公表された政令及び省令は、OECD により公表されたグローバル・ミニマム課税の[モデルルール](#)、[コメンタリー](#)、[運営ガイダンス \(OECD ウェブサイト\)](#) 等に則った内容が規定されている。

今回の政令及び省令で詳細化された主なものの例は、次のとおりである。

(1) 外国子会社合算税制等に係る被配分当期対象租税額等（法令 155 条の 35③四、法規 38 条の 29④⑤⑥）

OECD モデルルールにおける調整後対象租税額の計算において、外国子会社合算税制等により構成会社の親会社等に課された対象租税については、構成会社へ配分される。受動的所得に係る対象租税については配分に一定の制限がかかるが、本邦外国子会社合算税制において全部合算課税となった場合、会社単位の合算所得を把握することとなり、受動的所得を別途把握する必要がないことから、国際最低課税額の計算において受動的所得とそれ以外の所得を区別する必要があるのが従前不明確となっていた。

省令において、外国子会社合算税制等に係る被配分当期対象租税額等は、以下のとおり区分計算した金額を合計することが明示された。

1) 受動的所得の金額以外の所得の金額：(イ-ロ) × 八

- 1) 当該親会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額（当該親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の対象租税の額）のうち外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

- ロ) 当該親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額
 - ハ) 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額以外の所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額以外の所得の金額及び受動的所得の金額の合計額のうち占める割合
- 2) 受動的所得の金額：(イ-ロ) × ハ (二を超える場合には二)
- イ) 1) イに掲げる金額
 - ロ) 1) ロに掲げる金額
 - ハ) 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額及び受動的所得の金額以外の所得の金額の合計額のうち占める割合
 - ニ) 当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額 × (15% - 被配分当期対象租税額 (受動的所得の金額に係る部分) が無いものとして計算した場合の国別実効税率)

受動的所得の定義が次のとおり示され、モデルルールにおける定義と一致しているが、本邦外国子会社合算税制上の受動的所得とは異なるものとなっている。

受動的所得の金額とは、構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれる次に掲げる金額のうち、外国子会社合算税制等により当該構成会社等又は共同支配会社等に係る親会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされるものをいう。

- ① 支払を受ける利子 (これに相当するものを含む。) の額
- ② 支払を受ける利益の配当 (これに相当するものを含む。) の額
- ③ 支払を受ける資産の貸付による対価の額
- ④ 支払を受ける使用料の額
- ⑤ 保険契約であって年金を給付する定めのあるものに基づいて支払を受ける年金の額
- ⑥ ①～⑤に掲げる金額に係る利益の額 (これに類する利益の額を含む。) を生じさせる資産につき、その運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額 (①～⑤に掲げる金額に係る利益の額を除く。)

また、外国子会社合算税制等に係る被配分当期対象租税額は親会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち、外国子会社合算税制等により益金の額に算入された金額に対応する部分の金額をいい、税効果会計の適用により計上される法人税等調整額は対象租税の額に含めない点が明示された。(法令 155 条の 35③一、四)

(2) 共同支配会社等の範囲 (法令 155 条の 12、法規 38 条の 11②、③)

共同支配会社等の判定における請求権割合は、会社等に対する所有持分を有する者のその所有持分に係る権利の次に掲げる区分に応じ、加重平均 (①に掲げる割合に 2/3 を乗じて計算した割合と、②に掲げる割合に 1/3 を乗じて計算した割合の合計割合) したものと計算した割合をいう。

- ① 当該会社等の利益の配当を受ける権利
- ② 当該会社等の残余財産の分配を受ける権利

いずれか一方の権利のみを有する場合には、加重平均の計算は行わない。

2. 今後の見通し

今後、国際最低課税に関する法令解釈通達や FAQ の公表等によって、更なる明確化が図られるものと考えられる。また、OECD はグローバル・ミニマム課税について、今後更なる運営ガイダンスを公表する予定としている。

(東京事務所 山形 創一郎、秋田 二郎)

■ **関連サービス** 今後の動向が注目されるデジタル課税について、最新情報を掲載しています。

[デジタル課税トピックス](#)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 5 年度 税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービス を、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301